

茨城労働局発表
平成22年10月26日(火)

労働基準部賃金室	
担 当	室長 木幡 知
	室長補佐 小田 倉 功
	電話 029-224-6216

茨城県特定（産業別）最低賃金額の引上げを答申

- 1 茨城地方最低賃金審議会（会長 館山 豊 茨城大学教授 以下「審議会」という。）は、10月26日(火)までに特定（産業別）最低賃金をそれぞれ表1の時間額のとおり改正するよう、茨城労働局長（鬼丸 良一）に答申した。
- 2 当審議会は、本年9月21日に茨城労働局長から茨城県特定最低賃金の金額改正について諮問を受け、その後、審議会内に4つの特定専門部会を設け、各専門部会において公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員によって慎重な調査審議を重ねた結果、表1のとおり金額を改定すべきであるとの結論に達した。
- 3 茨城労働局長は、この答申を受けて本答申に異議のある関係労使は異議の申出ができることの公示を行った。審議会が、各特定最低賃金に対して表1の異議申出期限までに提出された異議申出書の内容を審査し、再審議の必要があると認めない限り、本答申どおりの額で平成22年12月31日(金)から効力が発生する予定である。

表1

茨城県特定（産業別）最低賃金答申額等

件名	時間額 (アップ額)	答申日	異議申出 期限	効力発生 予定日
鉄鋼業	793円 (8円)	平成22.10.13	平成22.10.28	平成22.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	778円 (6円)	平成22.10.26	平成22.11.10	平成22.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業*	772円 (7円)	平成22.10.25	平成22.11.9	平成22.12.31
各種商品小売業	744円 (7円)	平成22.10.15	平成22.11.1	平成22.12.31

(注) ① *の件名は、日本標準産業分類の「小分類」を含んだ表記となっている。

4 今回、改正答申のあった最低賃金の適用労働者数及び適用事業場数は、

① 鉄鋼業 8,425人 133事業場

② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

38,226人 1,057事業場

③ 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 49,568人 1,134事業場

④ 各種商品小売業 8,944人 96事業場

である。